

「(仮称)天神丸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、オリックス株式会社が、徳島県美馬市、名西郡神山町及び那賀郡那賀町において、最大で総出力144,900kWの風力発電所を設置するものである。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域は剣山山系を中心とした豊かな自然環境が保たれている地域に位置しており、特定植物群落の「高城山のブナ林」等の自然度の高い植生が広く存在している。また、事業実施想定区域又はその周辺では、絶滅のおそれのある地域個体群として環境省レッドリストに掲載されている四国山地のツキノワグマの生息や、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に選定されているキリシマイワヘゴ及びツルギテンナンショウ等の希少な植物の生育が確認されていることから、これらの希少な野生動植物を含む豊かな自然環境への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域は「剣山スーパー林道」が横断しており、登山等のレジャー活動に利用されている地域であることから、人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

事業を実施する場合は、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討するとともに、保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

特に、本事業者が現時点において計画している最大42基の風力発電設備を全て設置するためには、事業実施想定区域内の尾根筋のほぼ全域が必要となることから、2.による環境影響の回避又は極力低減を実施するためには、対象事業実施区域の絞り込みが必要であり、これを行う際には、風力発電設備の基数の削減と併せて行うこと。

(2) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の大幅な削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、河川源流部や沢筋等のほか、水道原水の取水地点及び森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された水源かん養保安林等が存在している。また、本事業は、最大42基の風力発電設備を山地の尾根筋に設置する大規模なものであり、工事中の土砂及び濁水等の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出による水環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 動植物及び生態系に対する影響

ツキノワグマ、希少植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「高城山のブナ林」、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生及び森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林が存在しているなど、事業実施想定区域内には、まとまりをもったブナクラス域自然植生が存在している。また、同区域又はその周辺では、四国における推定生息数が十数頭に限られ、環境省レッドリストで絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているツキノワグマ等の希少動物の生息や、環境省レッドリストで絶滅危惧A類として掲載されており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に選定されているキシマイワヘゴ及びツルギテンナンショウ等の希少植物の生育が確認されていることから、本事業の実施により、これらへの重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自

然度の高い植生等が存在する区域及び希少植物の生育範囲を明らかにし、原則として、特定植物群落及び自然度の高い植生が分布する範囲を対象事業実施区域から除外した上で、動植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。

また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、重要な自然環境のまとまりの分断を回避すること。

特に、ツキノワグマ、キリシマイワヘゴ及びツルギテンナンショウについては、専門家の助言を踏まえつつ、生息範囲及び生育場所を可能な限り把握し、影響が想定される範囲を対象事業実施区域から除外すること。

動植物の生息・生育環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成18年7月）に基づく崩壊土砂流出危険地区等が広く存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺ではクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、サシバ、ハチクマ等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 景観に対する影響

事業実施想定区域には「剣山スーパー林道」が横断しており、経路上及び沿線に複数の眺望点が存在している。また、同区域周辺には、主要な眺望点である「剣山」、「川井峠」等が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの景観等に対する影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観

への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、「剣山スーパー林道」を中心に、登山道、遊歩道、休憩所等が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を原則回避すること。また、やむを得ず必要最小限の改変等を検討する場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。